

## 新型コロナウイルス感染者等の対応方針

令和4年4月21日  
四国地区大学総合体育連盟役員会制定

大会中止決定の判断基準，出場チームや大会関係者等の参加判断基準等については，競技種目ごとに定めるもののほか，四国地区大学総合体育連盟役員会において全競技種目共通の対応方針を以下のとおり定める。

### 1 感染者，濃厚接触者，体調不良者の定義

#### (1) 感染者

- ・ 医療機関による診断の結果，感染者と判定された者。
- ・ 感染者の発生日とは症状が出始めた日とし，発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

#### (2) 濃厚接触者

- ・ 濃厚接触者は所管保健所の判断による。
- ・ 濃厚接触者の発生日とは感染者と接触した日とする。（複数日の場合には大会に最も近い日）

#### (3) 体調不良者

- ・ 発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳，のどの痛み），だるさや息苦しさ，味覚や嗅覚の異常など健康チェックシートのチェック項目のアからオに該当する者。

### 2 大会中止等の検討基準

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により，以下の状況となった場合は，四国地区大学体育連盟規約第6条なお書きの記述に関わらず，事務局は実施を行う各競技種目の担当大学と協議の上，大会の一部または全部の中止等を決定する。

なお，競技特性や会場特性に基づき，参加判断基準等の対応方針を変更する必要がある場合，各競技種目の担当大学は事務局と協議の上対応を決定する。

ア 四国4県の一部または全てが「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の対象地域（各県独自の緊急事態宣言等の発令も含む。）（以下「緊急事態措置区域等」という。）または各競技種目の担当大学が定めるBCPレベルやアラートにより県間の移動，集会の開催などに制限が生じ，大会への影響が懸念される場合。

イ 上記以外の状況において，以下の①から⑤の場合

- ① 開催地における医療機関のひっ迫状況により，安全・安心な大会運営が困難な状況となった場合
- ② 各競技種目の担当大学が出場校や選手の辞退，欠場等（出場校が定めるBCPやアラートによるものを含む）により競技実施の継続が困難であると判断した場合。
- ③ 運営スタッフ等の欠員により大会運営に支障を来す状況となった場合（各担当大学において大会運営が可能な組織体制を事前に検討しておくこと）
- ④ 競技会場や練習会場が利用できなくなり，大会運営に支障を来す状況となった場合
- ⑤ 同一県内の複数の競技種目別大会の中止が決定された場合

## 2-2 大会中止決定の時期・周知の方法等

前項記載の大会の一部または全部の中止を決定・公表の時期は、競技実施の10日以上前（通知日から競技実施日前日までをカウント）を行うことを原則とし、大会HPでの掲載及び各競技担当大学から参加校及び参加申込書の連絡責任者へメール連絡をするものとする。

ただし、競技実施日直前においても感染急拡大、出席者に感染者・濃厚接触者が判明した場合等により余技なく競技を中止をせざるを得ない状況となった場合は、上記周知を可能な限り速やかに行うものとする。

## 3 選手の参加判断基準

状 況	状 況	参 加 基 準
感 染 者 が 発 生	当 人 の 場 合	<u>出場を辞退する</u> （療養等が解除された場合は、参加校の責任において出場可）。
	チ ー ム の 場 合 ※	濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者の特定及び検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び把握された全体像が次のいずれかの状況に該当し、チーム内で感染が広がっている可能性が高い場合、 <u>チームの出場を辞退する</u> 。辞退の期間は、感染の把握状況、感染の拡大状況、選手等への影響を踏まえ7日（オミクロン株患者については5日）とし、出場は参加校の責任において感染者及び濃厚接触者を除き可能とする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーム内において複数の者の感染が判明した場合</li> <li>・ 感染が確認された者が1名であっても、チーム内に未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</li> <li>・ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合</li> <li>・ <u>各競技種目の担当大学が事務局と協議の上、必要と判断した場合</u></li> </ul>
濃 厚 接 触 者 が 特 定	当 人 の 場 合	<u>出場を辞退する</u> （感染者と最終接触した日から2週間（オミクロン株患者の濃厚接触者については7日間）（初日不算入）が経過した場合は、参加校の責任において出場可）。 なお、接触者（濃厚接触者を除く。）の場合は、新型コロナウイルス感染症の診断のための検査を行ったときは結果が判明するまで出場を辞退する。
体 調 不 良 者 が 発 生	当 人 の 場 合	医療機関等へ相談・受診し、 <u>非感染者と診断・判定された場合または2週間（最長潜伏期間）が経過した場合は制限しないが、それまでの間は出場を辞退する。</u>

※ 個人種目、団体種目に関わらず、出場登録選手だけでなく、部員、マネージャー、出場登録選手の所属団体関係者その他いかなる名称や関係であるかを問わず、活動や移動行程等を同一とする者をチームとみなす。この表では、チーム内に感染者、濃厚接触者または体調不良者が生じた場合のチーム内の選手（原因者以外）の取扱いを表す。

- ・ 緊急事態措置区域等からの参加の可否については、各大学の判断に従うものとするが、会場地自治体に移動する者は必要最小人数とすることとする。
- ・ チーム内に1名以上の新型コロナウイルス感染症対策責任者（監督やコーチ等でも可）を置き、参加申込の際に担当大学に報告する。新型コロナウイルス感染症対策責任者は、担当大学等との連絡調整を担うとともに、チーム内での感染者対応や感染防止対策徹底の役割を担うこと。

#### 4 大会関係者の参加判断基準

状 況	参 加 基 準
大会関係者が感染者の場合	参加を辞退する（療養等が解除された場合は、参加校の責任において参加可）。
大会関係者が濃厚接触者の場合	参加を辞退する（感染者と最終接触した日から2週間（オミクロン株患者の濃厚接触者については7日間）（初日不算入）が経過した場合は、参加校の責任において参加可）。※ なお、接触者（濃厚接触者を除く。）の場合は、新型コロナウイルス感染症の診断のための検査を行ったときは結果が判明するまで参加を辞退する。
大会関係者が体調不良者の場合	医療機関等へ相談・受診し、非感染者と診断・判定された場合または2週間（最長潜伏期間）が経過した場合は制限しないが、それまでの間は参加を辞退する。

- ・大会関係者とは、担当大学スタッフ、競技団体関係者、観客等、会場に来場する全ての者をいう。なお、大会関係者には出場チームは含まない。
- ・大会関係者が出場チームと同じ所属の場合、該当の大会関係者は出場チームの活動や移動行程等を同一にするのを避けること。

#### 5 感染者、濃厚接触者または体調不良者となった場合の対応

- ・全ての大会参加者（出場チーム及び大会関係者をいう、以下同じ）は、大会期間中及び大会参加前2週間以内から大会終了後2週間以内までの期間において、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、担当大学に対して速やかに報告し、指示に従うこと。
- ・大会期間中及び競技開始前2週間以内までの期間において、濃厚接触者または体調不良者が発生した場合、担当大学に報告し、指示に従うこと。
- ・全ての大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について各自の責任で行うこと。特に感染者や濃厚接触者となった場合には公共交通機関やタクシーが利用できない場合があるため、移動手段を事前に決めておくこと。

##### ア 出場チーム

チームが参加辞退となった場合や一部選手の検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、所属大学関係者等と事前に決めておくこと。

##### イ 大会関係者

参加辞退となった場合や大会途中で検査、療養または帰宅が必要となった場合等の移動手段について、各担当大学者と事前に決めておくこと。

- ・新型コロナウイルス感染症対策責任者は、参加する前にチーム関係者に対し、感染者等が発生した場合には、開催県における付き添いや開催県までの迎えが必要となる場合があることを周知徹底しておくこと。

#### 6 大会中止や参加辞退等に伴う経費負担

- ・本対応方針に基づき大会中止または参加辞退となることに伴い、出場校（選手、監督ほかチーム関係者）やその他大会関係者が支払うPCR等検査料、治療費、宿舍キャンセル料、交通費などの経費については、四国地区大学体育連盟は負担しない。

## 7 決定・周知方法

令和4年4月開催の四国地区大学体育連盟役員会において決議し、本対応方針は大会ホームページ等に掲載し、事前周知を図る。

## 8 その他

本対応方針は、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況により、随時、読み替えや見直しがあることに留意する